

VR技術者認定制度委員会規程

2008年 4月 1日制定

2014年 5月16日改訂

(目的)

第1条 VR技術者認定制度委員会は、企画委員会規程に基づき、学会定款第5条（3）のバーチャルリアリティに関する教育事業のうち、VR技術者認定制度の企画、及びその運営を行う。

(構成)

第2条 VR技術者認定制度委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員15名程度により構成する。

第3条 委員長は正会員の中から会長が委嘱する。

第4条 副委員長、幹事、委員は委員長の推薦により正会員の中から会長が委嘱する。

第5条 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 委員長は委員会の目的を達成するために活動を統括管理する。

第7条 副委員長は委員長の補佐を行う。

第8条 委員長がやむを得ない事情により職務に就けない場合は委員長の指名する副委員長、幹事、委員がこれを代行する。

第9条 幹事は委員長を補佐し、VR技術者認定制度委員会の事務を取扱い、運営の円滑化を図る。

(業務)

第10条 VR技術者認定制度委員会は、バーチャルリアリティ技術の専門家として必要な知識を整備し、その到達レベルの評価を行い、その結果を会長に報告する。

(運営)

第11条 VR技術者認定制度委員会は、委員長が必要と認めた場合、随時開催する。

第12条 VR技術者認定制度委員会は、電子メールを用いて行うこともできる。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2008年4月1日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。